



環境省報道発表

令和4年4月12日（火）

北海道の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルス 検査陽性事例に係る野鳥監視重点区域の解除について

<北海道同時発表>

1. 北海道根室市の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出（野鳥国内 12 例目をはじめとする計 8 事例）を受け、それぞれ一部が重複する野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視を強化してきました。
2. 北海道浜頓別町の死亡野鳥における高病原性鳥インフルエンザウイルスの検出（野鳥国内 57 例目）を受け、野鳥監視重点区域を指定し、野鳥監視を強化してきました。
3. その後、いずれの区域内においても野鳥の大量死等の異常は確認されなかったため、令和4年4月11日（月）24時に当該区域を解除しました。

<詳細は次ページ以降>

内容についての問合せ先
環境省自然環境局
野生生物課鳥獣保護管理室
代 表：03-3581-3351
直 通：03-5521-8285
室 長：東岡 礼治（内線 6470）
室長補佐：村上 靖典（内線 6675）
専 門 官：庄司 亜香音（内線 6473）
係 長：福田 真（内線 6670）

■ 北海道根室市における事例について（野鳥国内 12 例目をはじめとする計 8 事例）

- 1 月 26 日（水） ・ 北海道根室市で回収された死亡野鳥から計 8 事例で高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が検出（※ 1）
- ～ 3 月 22 日（火） ・ 回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化（※ 2）
- 4 月 11 日（月） ・ いずれの区域内においても野鳥の大量死等の異常が確認されなかったことから、上記 8 事例の発生に係る野鳥監視重点区域を解除（※ 3）

※ 1 北海道根室市では、野鳥国内 12、13、17、18、29、35、52、58 例目（計 8 事例）となる高病原性鳥インフルエンザが確認されました。

※ 2 北海道では令和 4 年 1 月 27 日～29 日に野鳥緊急調査を実施するとともに、その後も野鳥の監視を継続しましたが、野鳥の大量死等の異常は確認されませんでした。

■ 北海道浜頓別町における事例について（野鳥国内 57 例目）

- 3 月 14 日（月） ・ 北海道浜頓別町でハシブトガラス 7 羽の死亡個体を回収
- ・ 3 羽の簡易検査を実施したところ、3 羽全てから A 型鳥インフルエンザウイルスの陽性反応を確認
- ・ 回収地点の周辺 10km 圏内を野鳥監視重点区域に指定し、野鳥の監視を強化
- 3 月 22 日（火） ・ 北海道大学において遺伝子検査を実施した結果、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N1 亜型）が検出
- 3 月 23 日（水） ・ 北海道が野鳥緊急調査を実施
- ～ 3 月 25 日（金）
- 4 月 11 日（月） ・ 区域内において野鳥の大量死等の異常が確認されなかったことから、当該野鳥監視重点区域を解除（※ 3）

※ 3 「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、野鳥監視重点区域は、以下を 1 日目として 28 日目の 24 時に解除することとしています。

- － 野鳥及び飼養鳥の場合は、回収日の次の日を 1 日目とする
- － 家きんの場合は、防疫措置完了日の次の日を 1 日目とする
- － 環境試料（糞便、水等）の場合は、採取日の次の日を 1 日目とする

また、複数発生で野鳥監視重点区域の範囲が重なる場合は、最後の区域が解除されるときに同時に解除することとしています。

■ 今後の対応

野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルは令和 3 年 11 月 11 日付けで「対応レベル 3」に引き上げており、全国での野鳥の監視強化を継続します。

【参考情報】

環境省ホームページで高病原性鳥インフルエンザに関する様々な情報を提供しています。

http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/index.html

「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」
(http://www.env.go.jp/nature/dobutsu/bird_flu/manual/pref_0809.html)

以上